

I 沿革

昭和31年	美術館建設の募金運動はじまる	昭和49年 3月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和49年 広島県教育委員会規則第4号）その他の職員の職	
昭和38年 4月	調査費計上	昭和50年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和50年 広島県条例第25号）施設使用料	
昭和39年 4月	設計委託料計上	昭和51年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和51年 広島県条例第9号）入館料	
10月	建設促進委員会開催	昭和52年 2月	広島県美術展開催運営規則施行（昭和52年 広島県教育委員会規則第2号）	
昭和40年 4月	整地費など計上	昭和53年 10月	開館10周年記念展開催	
昭和41年 5月	文部省社会教育施設整備費補助金の交付内定	昭和54年 3月	開館10周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊	
12月	建設募金委員会発足	12月	収蔵庫拡張工事着工	
昭和42年 1月	起工式举行	昭和55年 2月	収蔵庫拡張工事完了	
昭和43年 3月	旧館竣工	4月	定宗一宏館長（非常勤）任命	
4月	広島県立美術館条例施行（昭和43年 広島県条例第20号）	広島県立美術館条例一部改正（昭和55年 広島県条例第19号）施設使用料	10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和55年 広島県教育委員会規則第10号）
	広島県立美術館管理運営規則施行（昭和43年 広島県教育委員会規則第1号）		昭和56年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和56年 広島県教育委員会規則第5号）課の名称変更・入館料の免除
	加藤豊館長（常勤）任命			広島県立美術館美術品等取得基金条例施行（昭和56年 広島県条例第5号 基金額1億円）
6月	広島県立美術館協議会条例施行（昭和43年 広島県条例第38号）	10月	広島県美術品等取得基金運用規定制定	美術品等収集委員会設置要領制定
7月	広島県立美術館協力を会結成	昭和57年 3月	定宗館長辞職	
9月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和43年 広島県教育委員会規則第13号）分掌事務	4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和57年 広島県条例第10号）入館料・施設使用料	阿川静明館長（非常勤）任命
21日	落成式举行	9月	縮景園入園窓口を設置	
22日	旧館開館	昭和60年 3月	阿川館長辞職	
10月	広島県立美術館美術品収集要領制定	4月	赤木博典館長（常勤）任命	
12月	広島県立美術館展示施設運営要領制定	昭和61年 10月	事務局職員による県立美術館整備計画検討会議を設置	
昭和44年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和44年 広島県教育委員会規則第2号）職員の職・職員の仕事	昭和62年 2月	渋谷文庫開設	
	館蔵品常設展開設	3月	県立美術館整備計画検討会議，整備構想案をまとめる	
昭和46年 4月	宮地貫一館長事務取扱任命		赤木館長辞職	
昭和47年 1月	広島県立美術館友の会発足	4月	吉岡典威館長（兼務）任命	
5月	浜本正弘館長事務取扱任命	11月	県教育委員会，広島県立美術館整備構想検討委員会を設置，委員8名を委嘱	
6月	佐々木司郎館長事務取扱任命	昭和63年 4月	菅川健二館長（兼務）任命	
8月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和47年 広島県教育委員会規則第11号）職員の職		広島県立美術館条例一部改正（昭和63年 広島県条例第7号）入館料・施設使用料	
	羽白幸雄館長（非常勤）任命			
11月	開館5周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊			
昭和48年 6月	広島県立美術館条例一部改正（昭和48年 広島県条例第30号）			
	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第14号）補助職員の職及び職務			
10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第19号）職員の職等			

広島県立美術館美術品等取得基金，1億円を増額（基金額2億円）
 11月 広島県立美術館整備構想検討委員会，整備構想をまとめ県教育委員会に答申
 平成元年3月 さとこ文庫開設
 5月 広島県立美術館整備基金計画検討委員会を設置，委員18名を委嘱（座長 橋口収県商工会議所連合会会長）
 7月 広島県立美術館美術品等収集評価委員会を設置，委員6名を委嘱
 平成2年4月 広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額7億円）
 12月 知事，県議会本会議において「新美術館は隣接する縮景園の景観を損なうことなく，両施設の一体化を図った文化ゾーンの一環として一体的に整備する必要がある」と答弁
 平成3年2月 知事，県議会本会議において「基金設計に着手する」ことを提案
 3月 県議会，平成3年度予算案（基本設計予算）を可決
 4月 広島県立美術館整備基本計画まとまる
 美術品等特別収集に着手
 広島県立美術館美術品等取得基金，3億円を増額（基金額10億円）
 平成4年7月 施設利用業務休止。館藏品常設展示室休室
 9月 閉館記念式典挙行
 10月 事務所を広島市西区観音新町四丁目9-43に移転，仮事務所とする
 旧県立図書館及び旧県立美術館の解体工事に着手
 広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額20億円）
 平成5年3月 解体工事，整地完了
 新館建築工事安全祈願祭が挙行され，工事に着手
 4月 久保信保館長（兼務）任命
 12月 寺脇研館長（兼務）任命
 広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額30億円）
 平成6年5月 事務所を西区観音新町から広島市中区八丁堀3-2 幟会館（2階）に移転
 広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額40億円）
 平成7年4月 常廣泰登館長（専任）任命
 広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額45億円）
 12月 新館竣工
 新館鍵引渡し式を挙行

平成8年1月 事務所を新館に移転
 4月1日 木曾功館長（兼務）就任
 7月1日 平山郁夫名誉館長就任
 5日 広島県立美術館条例施行（平成8年 広島県条例第16号）入館料・施設使用料
 22日 広島県立美術館管理運営規則一部改定（平成8年 広島県教育委員会規則第9号）施設使用料
 10月5日 新館開館記念式挙行
 6日 新館開館
 広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額50億円）
 平成9年3月26日 広島県立美術館条例施行（平成9年 広島県条例第3号）入館料・施設使用料
 4月1日 広島県立美術館管理運営規則（平成9年 広島県教育委員会規則第6号）全面改定
 平成10年3月24日 広島県立美術館条例施行（平成10年 広島県条例第5号）入館料等の納付
 24日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成10年 広島県教育委員会規則第4号）
 7月1日 辰野裕一館長（兼務）就任
 平成12年2月1日 広島県立美術館美術品等収集評価委員会設置要領一部改正
 平成13年3月26日 広島県博物館協議会条例施行（平成13年 広島県条例第3号）広島県美術館協議会条例廃止
 29日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成12年 広島県教育委員会規則第5号）入館料等の減免
 7月10日 常盤豊館長（兼務）就任
 10月22日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成13年 広島県教育委員会規則第7号）入館料の減免
 12月20日 平山郁夫名誉館長辞任
 平成14年3月25日 広島県立美術館条例一部改正（平成14年 広島県条例第18号）小・中・高校生の無料化
 4月1日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成14年 広島県教育委員会規則第10号）開館時間の変更
 平成16年7月1日 関靖直館長（兼務）就任
 平成17年12月20日 広島県立美術館条例一部改正（平成17年 広島県条例第57号）展示施設等の利用許可の条件，取消し等及び制限
 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成17年 広島県教育委員会規則第16号）開館時間表記の改正及び条例改正に伴う改正